

農業・農地を活かしたまちづくり事業支援委員会設置要領

平成 22 年 4 月 1 日付 20 産労農振第 2133 号
改正 平成 23 年 11 月 11 日付 23 産労農振第 1160 号

第 1 趣 旨

農業・農地を活かしたまちづくり事業実施要綱（平成21年4月1日付20産労農振第2132号、以下「実施要綱」という。）第7の1に基づき、農業・農地を活かしたまちづくり事業を実施する区市が、本事業を効果的かつ適正に実施できるよう支援するため、「農業・農地を活かしたまちづくり事業支援委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

- 1 実施要綱第5に基づき区市が作成する実施計画に関する審査及び助言・指導に関すること
- 2 事業の評価に関すること
- 3 その他、農業・農地を活かしたまちづくり事業の推進に関すること

第 3 構 成

- 1 委員会は、別表1に掲げる産業労働局長が委嘱する委員及び別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 委員会には、会長と副会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選し、副会長は、会長が指名する。

第 4 運 営

- 1 会長は、委員会を代表し、会務を総理、主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にその職務を代行する。

第 5 委員の任期

委員の任期は、1年間とする。

第 6 事務局

委員会事務局は、産業労働局農林水産部農業振興課内に置く。

第 7 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は農林水産部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月11日から施行する。